

事業承継税制に係るよくある質問

1. 共通

	質 問	回 答
1	各申請書に押印は必要ですか。	令和2年12月28日以降の申請より、各申請書及び添付書類への押印は不要になりました。 なお、遺産分割協議書や遺言書など、作成に個人の実印の押印を要する書類に関しては、従来通り押印が必要です。
2	各申請書の提出にあたって、必要な書類は何ですか。	以下のリンクから、各申請書に対応する添付書類に関する資料をご確認ください。 (特例措置) http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/tokureishinsei.html (一般措置) http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/ippanshinsei.html
3	現在、雇用している従業員はいませんが、本制度を利用できますか。	特例承継計画の提出時点では、従業員を雇用していなくても問題ありません。ただし、贈与（相続）を行うまでには1人以上の従業員の雇用が必要です。
4	先代経営者が10年以上前に代表取締役を辞任している場合でも、本制度は利用できますか。	利用可能です。本制度において、先代経営者の代表取締役辞任時期は定められていません。 先代経営者が代表権を持っていた時期及び、贈与（相続）直前に、同族関係者の保有議決権数が全体の過半数以上であり、その中で先代経営者が筆頭株主であるなど、認定要件を満たしていれば対象となります。
5	直系卑属以外の親族、もしくは親族外の従業員が後継者であっても本制度を利用できますか。	利用可能です。本制度は、直系卑属以外の親族や、親族外の従業員への贈与、相続も対象にしています。 ただし、議決権数等の認定要件が満たせるかなど注意が必要です。特に親族外承継の場合、同族過半数要件をよく確認してください。
6	特例承継計画の所見を書いた認定支援機関は、その後の認定申請、年次報告等についても書類の作成支援を行わなければならないのですか。	特例承継計画の作成時の認定支援機関と、認定書類等を作成する支援機関が代わっていても問題ありません。 また、支援機関を変更したことについての報告も不要です。 雇用が5年平均で8割を下回った場合、認定支援機関からの助言が必要となりますが、この場合でも当初の支援機関とは別の支援機関が助言を行うことも可能です。
7	各申請書を提出してから、確認書・認定書が届くまでどれぐらいの期間がかかりますか。	訂正事項の有無等にもよりますが、本府での確認及び確認書・認定書の発行までは約1~2ヶ月程度の見込みです。 なお、贈与税に係る年次報告と新規認定申請に関しては、短期間に申請が集中するため、上記より時間を要する場合もございますが、税務署への申告期限の1週間前までには確認書・認定書を発行いたします。

8	<p>どの様式を使用すれば良いのかわかりません。</p>	<p>主な申請書の種類・使用用途は以下の通りです。</p> <p>【特例措置（新制度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 21（特例承継計画） 特例措置の認定を受ける前に、都道府県へ提出する事業計画書。申請会社の後継者、承継時までの経営見通し、承継後 5 年間の事業計画等を記載する。作成には税理士等の認定経営革新等支援機関の指導及び助言が必要です。 ・ 様式第 7 の 3 先代経営者から後継者へ株式を贈与した際に発生する、贈与税の納税猶予を受けるための申請書。 ・ 様式第 7 の 4 先代経営者以外の株主等から後継者へ株式を贈与した際に発生する、贈与税の納税猶予を受けるための申請書。 ・ 様式第 8 の 3 先代経営者から後継者へ株式を相続した際に発生する、相続税の納税猶予を受けるための申請書。 ・ 様式第 8 の 4 先代経営者以外の株主等から後継者へ株式を相続した際に発生する、相続税の納税猶予を受けるための申請書。 <p>【一般措置（旧制度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 7 先代経営者から後継者へ株式を贈与した際に発生する、贈与税の納税猶予を受けるための申請書。 ・ 様式第 7 の 2 先代経営者以外の株主等から後継者へ株式を贈与した際に発生する、贈与税の納税猶予を受けるための申請書。 ・ 様式第 8 先代経営者から後継者へ株式を相続した際に発生する、相続税の納税猶予を受けるための申請書。 ・ 様式第 8 の 2 先代経営者以外の株主等から後継者へ株式を相続した際に発生する、相続税の納税猶予を受けるための申請書。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 11 年 1 回の年次報告を行う際に使用する報告様式。特例措置、一般措置共通の様式となっています。
9	<p>申請時に同封する返信用封筒に関して指定はありますか。</p>	<p>日本郵便㈱が販売している「レターパックプラス」又は「レターパックライト」を同封してください。</p>

2. 特例承継計画に関すること

	質 問	回 答
1	特例承継計画の変更申請は、特例承継計画の提出期限(令和6年3月31日)を過ぎても提出できますか。また、どのような場合に変更の確認申請が必要ですか。	提出可能です。 なお、変更申請については、当初申請時の特例後継者に変更がある場合は必ず必要です。 それ以外の変更については、変更申請は不要です。 (国の法律では任意となっています)
2	先代経営者以外からの第二種贈与(相続)申請の際に、特例承継計画の提出は必要ですか。	不要です。ただし、第一種贈与(相続)申請の際に提出された特例承継計画に記載されている特例後継者に贈与(相続)を行っていただく必要があります。
3	株式を承継する時期が未定の場合、もしくは相続時の承継を考えている場合、「株式を承継する時期」の欄に、どのように記載したらいいですか。	特例制度の適用期間内(令和9年12月31日まで)で年数の幅を持たせて記載してください。 【例:令和3年4月~令和6年4月】 相続時の承継の場合は、「相続時」と記載してください。
4	特例承継計画を提出したが、認定申請をしない場合、届出は必要ですか。	届出不要です。 (国の法律では任意となっています)

3. 認定申請(贈与・相談)に関すること

	質 問	回 答
1	複数の贈与者(相続人)がいる場合、一つの認定申請書でまとめて申請することはできますか。	できません。本制度は、各贈与(相続)ごとに要件が定められているため、それぞれに認定要件を確認する必要がありますので、贈与者(相続人)ごとに要件に沿った認定申請書を提出いただく必要があります。
2	相続税の認定申請書を提出する際、遺言書がない場合は、添付書類として遺産分割協議書を提出する必要がありますが、提出期限までに不動産なども含めた相続遺産全体の遺産分割協議書が作成できない場合、申請できませんか。	遺言書がない場合、遺産分割協議書を必ず作成・添付していただく必要があります。 ただし、本府への認定申請書の提出期限である「相続開始日から8か月以内」に、全ての相続財産に関する遺産分割協議書を作成することが困難な場合は、当該納税猶予に係る株式のみの遺産分割協議書*を作成いただき、添付書類としていただいても問題ありません。 ※こちらも作成できない場合は、相続内容を確認できないため申請できません。
3	先代経営者と先代経営者以外の株主等から後継者への贈与(相続)時に、それぞれ必要な様式第7の3(又は様式第8の3)と様式第7の4に提出できますか。	同時に提出いただいても差し支えありませんが、先代経営者以外の株主等から後継者への贈与(様式第7の4)については、先代経営者から後継者への贈与又は相続が、先代経営者以外の株主等から後継者への贈与(相続)よりも先に行われていることが認定要件になりますので、贈与契約書に記載される贈与日などに御注意ください。